

令和6年度 鹿角市省エネ高効率空調等導入補助金

【高効率設備・機器導入・更新：家庭向け、企業向け】

1 事業概要

・2030年度におけるカーボンニュートラル達成にむけ、高効率設備・機器の導入を促進することで、光熱費の削減やエネルギー利用の効率化を図るための投資による経済成長を促し、電力の地産地消やエネルギーの自給自足の確立を目指します。



2 事業期間

・令和6年10月1日（火）～令和7年3月31日（月）【令和6年度】

3 申請の期限

【申請期限】 令和7年1月31日（金）

【事業完了期限】 令和7年2月28日（金）

【実績報告期限】 ① 事業が完了した日から起算して10日を経過した日

② 令和7年3月10日（月）

※ ①、②のいずれか早い日までに報告してください。

※ 実施前に申請し、交付決定を受けてから着手してください。

※ 期限までに実績報告の提出がない場合は、補助金の交付はできません。

また、事業期間内で終了できない場合は、別途ご相談ください。

(1) 先着順です。

(2) 予算がなくなり次第終了します。必ず事前にご相談ください。

(3) 申請書に不備がある場合、受理しません。また、補助金の交付決定前に着手しても無効となりますので、ご注意ください。

4 交付対象者

・個人の場合 市内に住所を有していること（暴力団関係事業者、性風俗営業を営む者を除く）
事業者の場合 市内に事業所を有していること（ " " ）

5 対象となる経費

・高効率換気空調設備、高効率照明設備、高効率給湯器の導入に係る経費

詳細は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和6年3月1日環地域事発第2403011号制定）別表第1に定める工事費、設備費、業務費、事務費に限ります。同要領に変更が生じた場合は、最新のものを採用します。

例）工事費：本工事費（材料費、労務費、直接経費）、付帯工事費、機械器具等、測量及び試験費

設備費：設備費、運搬、調整、据付費 業務費：機器、設備、システムによる調査、設計、製作等

事務費：賃金、社会保険料、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費等

6 交付率・交付要件

・交付率及び補助金額：1/2 以内

個人・【空調機器及び照明機器の上限は10万円】【給湯機器の上限は40万円】

事業者・【空調機器及び照明機器の上限は50万円】

・主な交付条件：

①空調機器 従来に対して30%以上の省エネ効果が得られるもの

②照明機器 調光制御機能を有するLED（ただし再エネ一体型屋外照明等は例外となる）

③給湯機器 従来に対して30%以上の省エネ効果が得られるもの

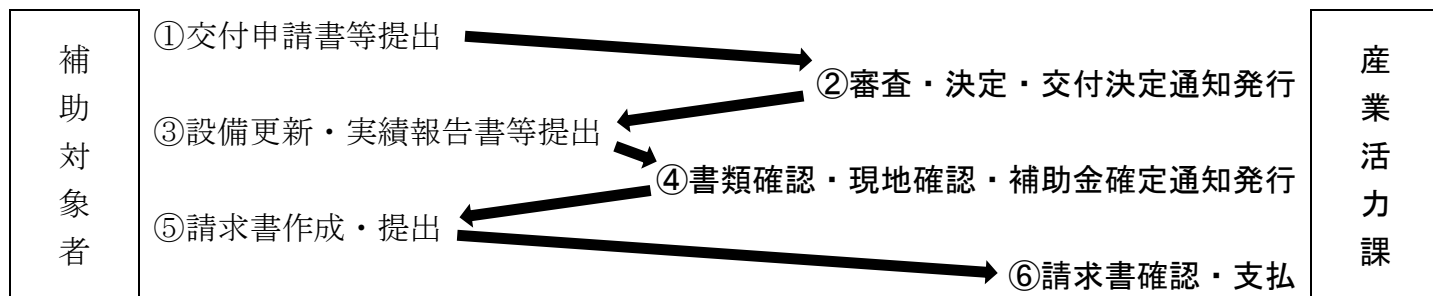
※ 詳細は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領エ（ヌ）に記載の交付条件を参照

※ ご希望される設備・機器が本補助金の対象となるかについては、申請前に当室まで連絡いただき確認願います。

・個人の方 鹿角ゼロカーボンサポーターに登録させていただきます。

・事業者の方 鹿角市脱炭素行動事業者への申請に努めていただきます。

7 交付までの流れ



8 提出書類

◇ 申請時（① 交付申請書等提出）

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 補助対象事業費等を確認できる書類（見積書等）
- (5) 設備等の仕様書（カタログ等）
- (6) 事業を実施する箇所の概略図（位置図・立面図には設置箇所を表示してください）
- (7) 事業を実施する箇所の現況写真（全景・実際に設置する場所）※新築の場合、現況写真
- (8) 市区町村の税の滞納がないことを証する書類（申請の日前3か月以内に発行されたもの）
※滞納税額のない証明
- (9) 事業を営むことがわかる書類（所得税・法人税確定申告書の写し等。補助申請者が事業者の場合に限る。）
- (10) 設備等を整備する建物の所有状況がわかる書類（申請の日前3か月以内に発行されたもの）
※全部事項証明書または固定資産評価証明書
- (11) 建物所有者が設備等の設置に承諾した旨の書類（補助申請者以外のものが所有する建物において、設備を整備する場合に限る。）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
 - ①省エネルギー効果が確認できる書類（当室と共同で作成することを基本とします）
 - ②住所要件を証明するもの（個人のみ）

◆ 実績報告時（③ 実績報告書等提出）

- 【1】事業実績報告書（様式第9号）
- 【2】補助対象経費の支払が確認できる書類（領収書の写し等）
- 【3】完成写真（全景、型番、数量が分かるもの）
- 【4】前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
 - ① 契約書（本事業実施分に係る契約書で他のもの（住宅費など）が含まれていないこと）
（家庭用の場合、領収書でも可）
 - ② 内訳書（単価・数量が確認できるもの）

□ 請求時（⑥ 請求書提出）

《1》 請求書（様式第11号）

9 お問い合わせ・申請書類提出先

〒018-5292 鹿角市花輪字荒田4-1

鹿角市役所 産業部 産業活力課 ゼロカーボン推進室（市役所2階）

TEL：0186-30-0249 FAX：0186-30-1515

メール：zero2030@city.kazuno.lg.jp URL：<http://www.city.kazuno.akita.jp>

国要領（R6.3.1改正）		
鹿角市 HP	環境省 HP	実施要領
		別紙2
		別表第1
		
		
		

各種様式は市HPからダウンロードできます。

検索は「鹿角市 高効率空調」